

富士見都市計画土地区画整理事業の変更（前橋市決定）

富士見都市計画小暮土地区画整理事業を前橋勢多都市計画小暮土地区画整理事業に改め、次のように変更する。

名 称		小暮土地区画整理事業		
面 積		約 18.6 ha		
公共施設の配置	道 路	種別	名 称	これらについては、別に都市計画で定める名称に準ずる。種別、位置、区域及び構造は変更しない。
		幹線街路	3・4・10号 前橋一の鳥居線	
			3・5・14号 辻中島線	
			3・5・15号 時沢小前辻線	
	区画道路は、通過交通の排除及び街区アクセス等を考慮し、幅員6mを標準として、4～9mの道路を適切に配置する。			
公園及び緑地	公園は、誘致距離並びに全体計画である「小暮地区」を考慮して、3ヶ所に児童公園を計画配置する。			
その他の公共施設	一級河川竜ノ口川について、本事業により用地を確保し、管理者にて整備する。下水処理については、利根川上流流域下水道県央処理区域に含まれているため、別途、富士見公共下水道整備事業を計画し、同時施行により整備する方針である。また、雨水排水は、道路側溝にて排水する計画である。			
宅 地 の 整 備		本地区の土地利用は、前橋一の鳥居線沿線を準住居地域及び第一種住居地域、その他を第一種中高層住居専用地域として計画し、健全な市街地の形成を図る。街区は、土地利用に合わせて、長辺100～150m、短辺30～40mを標準とする。整地については、現況の地形を考慮して整備する。		

「施行区域は変更しない」

理 由

前橋市に存する非線引き都市計画区域である前橋勢多及び富士見都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全していくため、富士見都市計画区域を前橋勢多都市計画区域に統合する。これに併せ、都市計画土地区画整理事業の名称変更を行うもの。